

生活保護受給者・生活困窮者の就労の促進に関する協議会の開催について

1 開催趣旨

- 平成27年4月1日から生活困窮者自立支援制度が施行され、生活保護受給者・生活困窮者の就労自立に向け、福祉事務所設置自治体を中心となって、ハローワークや民間事業者等の主体が連携し、様々な支援を包括的に行っていくこととなった。
- 中でも就労支援は、本人にとって経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化に寄与するものである。
- 就労支援に当たっては、できるだけ多くの民間事業者の協力を得て、一般就労や就労体験等の機会を一件でも提供いただきたいと考えており、これは、民間事業者に社会貢献をお願いするという側面だけでなく、人材確保を支援できるという面も持つものである。
- そこで、民間事業者にさらなる取組の推進をお願いするため、今般の協議会を開催した(1月27日に厚生労働省にて開催)。

2 参加者

【事業者団体(参加者)】

- ・全国社会福祉協議会(高井 副会長)
 - ・全国社会福祉法人経営者協議会(浦野 地域公益活動推進委員長)
 - ・全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会(和泉 副委員長)
 - ・全国社会就労センター協議会(阿由葉 会長)
 - ・全国就労移行支援事業所連絡協議会(酒井 副会長)
 - ・全国救護施設協議会(大西 会長)
 - ・全国老人福祉施設協議会(村上 理事)
 - ・日本生活協同組合連合会(笹川 執行役員 組織推進本部 本部長)
 - ・ソーシャルビジネス・ネットワーク(町野専務理事・事務局長)
- ※当日参加していない団体とも今後、積極的に連携を図る。

【厚生労働省】

- ・竹内厚生労働副大臣
- ・社会・援護局長
- ・保護課長
- ・地域福祉課長
- ・生活困窮者自立支援室長
- ・消費生活協同組合業務室長
- ・福祉基盤課長
- ・職業安定局総務課訓練受講者支援室長
- ・職業安定局派遣・有期労働対策部企画課
就労支援室長
- ・職業能力開発局能力開発課長

【オブザーバー】

- ・日本農業法人協会・農林水産省農村振興局・全国知事会・指定都市市長会・全国市長会・全国町村会

3 議事

- (1) 竹内讓厚生労働副大臣挨拶
- (2) 生活困窮者自立支援法の施行状況等について(行政説明)
- (3) 就労支援に関する事例発表(A'ワーク創造館 就労支援室長 西岡 正次氏)
- (4) 各団体におけるこれまでの取組状況や今後の取組方針についてのご発言

4 副大臣挨拶のポイント

- 生活困窮者等の就労は、本人の経済的自立に資するのみならず、社会参加や自己実現の機会であるとともに、地域社会の基盤強化に寄与。また、こうした方々が社会の担い手になることは、今後、労働力人口が減少する中、大変重要。
- 生活困窮者等への効果的で質の高い支援のためには、出口を見据えた支援を行うことが大変重要。そのためには、民間事業者との連携が不可欠。
- 民間事業者は、生活困窮者等の受入れが、業務の効率化など民間事業者自身にも寄与することを理解し、一般就労や就労体験等様々な機会を提供いただきたい。
- 中でも、支援付きの就業の機会を提供する就労訓練事業、いわゆる「中間的就労」については、今後、更に積極的に参画いただきたい。
- 本日の会合の内容を、各地方団体などにも伝達し、地域において官民が協働した全国的な取組につなげていただきたい。

5 事例発表(A'ワーク創造館 就労支援室長 西岡 正次氏)のポイント

- 自治体の現場で就労支援を実施してきた印象として、自治体の就労支援の対象者は、就労のイメージが不鮮明で、求人に応じない方(職業経験がない若者、職種を変える必要がある中高年など)が多い。
- これまで自治体の就労支援は、障害者、高齢者等、対象別・課題別を実施してきたが、生活困窮者自立支援制度により、こうした就労のイメージが不鮮明な者のニーズを幅広く捉え、生活支援も併せた寄り添い型・伴走型の相談支援ができるようになった。
- 一方で、困難を抱えた方の就労を支えるためには、企業側への定着支援が必要。従来の雇用システムと違い、本人、自治体、企業の三者が支援プランに合意し、本人の状態に沿って、就労の場を提供することが重要。
- 企業にとっては、既存の市場では調達できない自治体による「支援付き」人材を受入れることができる。これは、社会貢献というより、人材の確保・育成やダイバーシティ政策等の点で、人事・労務政策の解決策となる。
- 自治体にとっては、色々な能力を持った人を戦力化するという点で、財源を投資的なものと捉えられるかどうかが取組を推進するポイント。

6 各団体の発言要旨

《全国社会福祉協議会》

生活困窮者自立支援事業は、福祉関係者が地域で連携協働して取り組むことが効果的であり、各構成組織の重点事業に位置付け推進している。引き続き、本会及び構成団体による取り組みを強化するとともに、取組の方針化、好事例の紹介、研修事業等を通じて就労支援事業の推進を図っていきたい。

《全国社会福祉法人経営者協議会》

社会福祉法人として求められている「地域における公益的な取組」の一環として、各会員法人が積極的に取り組むよう、多様な形態での生活困窮者等の受入れを呼びかけるなど引き続き啓発活動を進めるとともに、ソーシャルワーカー等の専門職を活用しながら就労支援に取り組んでいきたい。

《全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会》

全国で自立相談支援事業の約4割を社協が受託・実施しており、就労支援についても社会資源のネットワークづくりや居場所、社会参加の場づくりとあわせて住民の理解づくり、地域づくりをすすめている。今後も地域福祉の推進を図る取り組みとして、社協のネットワークを活かしながら就労支援の充実をすすめ、生活課題の解決につなげていきたい。

《全国社会就労センター協議会》

会員施設・事業所が従来からの障害者を対象として事業を進めていく中で、障害の疑いのある生活困窮者等の支援につながるケースがあることから、こうしたケースに対する感度をもっていただくよう、各種情報提供を進めるとともに、制度に対する協力についての働きかけを行っていききたい。

《全国就労移行支援事業所連絡協議会》

生活困窮者等の中には一定数の障害者がいる。今後、自立相談支援事業所からの相談の増加が予想されるので、引き続き、制度の周知や取組の喚起を行うとともに、生活困窮者等の受入れを検討している事業所等とノウハウの共有をしていきたい。

《全国救護施設協議会》

生活保護受給者の就労支援はもとより、生活困窮者支援についても行動指針を策定し取り組んできた。社会福祉法人の役割が期待される中、より多くの施設が就労訓練事業の認定を受け、積極的な対応を行うことを方針に盛り込み、取り組んでいきたい。

《全国老人福祉施設協議会》

いわゆる“地域公益活動”の内容について多様な観点から集約し、支援体制を検討している。各団体の取組等も参考に、当団体としてのスキームを固め、会員施設が実施可能な就労支援を行うよう、取組の普及・啓発を図っていききたい。

《日本生活協同組合連合会》

「ユニバーサル就労調査研究会」を設置し、働きたくても働きづらい方々への生協の取り組みの現在と今後の課題について可視化を進めて。今後、障害者就労・ユニバーサル就労についての先進的な取り組み事例の情報収集や実践セミナーの開催等を通じて全国の会員生協へ理解促進を進めていきたい。

《ソーシャルビジネス・ネットワーク》

事業性、収益性が伴うソーシャルビジネスモデルを考えなければ、なかなか取組が広がらない。中間的就労を中心とした先駆的な取組を行っている事業者と協力し、どのようなビジネスモデルで取組を進めていけるか、研究会等で引き続き検討していききたい。